

最後に残された日朝関係正常化の課題

韓 桂 玉

はじめに

1. 40余年の空白後に始まった朝・日交渉
2. 会談における朝鮮側の主張と要求
 - (1) 過去の清算問題に対する原則的な立場
 - (2) 補償問題に対する原則的な立場
 - (3) 戦後45年間の補償問題
 - (4) 在日朝鮮人の法的地位問題
3. 日本側が提起した諸問題
4. 7年半ぶりの日朝交渉再開
5. 日韓条約との「整合性」とは
6. 「拉致疑惑」の問題
 - (1) 「李恩恵問題」
 - (2) 「新潟の少女・横田めぐみ問題」
7. 新しい時代、新しい関係に向けて

キーワード：過去の清算、抗日独立闘争と交戦団体、韓日基本条約と請求権、賠償・補償、南北最高首脳会談

はじめに

日本にとって朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）は、世界の180余カ国のなかで唯一国交のない国として残されている。地図を抜げてみたら分かるように日本と朝鮮半島は一衣帯水の隣国である。だが日本はかつて約1世紀にわたって朝鮮を侵略して国家を消滅させ植民地支配を行ったばかりか、同化政策によって民族そのものの消滅をはかったのであった。

したがって日本は、戦後に真っ先に朝鮮に対

する侵略と植民地支配など過去の歴史的関係を清算して、新しい友好関係を設定すべきであった。だが日本は、南北に分断していた南側の韓国とのみ、それさえも多くの議論と問題点を残しながら、1965年6月に基本条約と諸協定に調印して関係を正常化した。

それに反して日本政府は、北朝鮮に対しては疎遠というより、むしろ敵視政策を取り続け、互いに対立と不和の関係にあったが、冷戦終結後の1990年11月から、ようやく朝・日国交正常化交渉が始まった。だが、その交渉も2年後の92年11月の第8回会談で、正体不明の「李恩恵（イウネ）問題」で決裂してしまった。それからさらに7年半の空白を経て2000年3月に平壤で第9回会談が開かれたが、今度もまた日本側が提起した「ミサイル問題」、「行方不明者問題（拉致疑惑）」がネックとなって対立した。

しかし日朝を取り巻く情勢は、2000年に入って北朝鮮とイタリア、オーストラリア、フィリピンとの国交正常化、東南アジア諸国連合（ASEAN）地域フォーラム（ARF、22カ国・機構が加盟）への加盟決定、さらには6月の南北最高首脳会談、金正日総書記の中国訪問、プーチン大統領の北朝鮮訪問などが相次いだ。そうしたなかで日朝交渉はどうなるのか。日朝関係55年間を整理してみる。

1. 40余年の空白後に始まった朝・日交渉

日本当局が重い腰を上げて、北朝鮮との関係改善の動きを見せるのは冷戦が終結し、朝鮮の南北間で高位層の往來の話し合いや、北京における朝米参事官レベルの接触が始まった1989年に入ったところからである。まず日本外務省が89年1月20日、「日本政府は北朝鮮を敵視しておらず、南北を分断固定化する意図もないこと……日朝間のすべての側面について前提条件なしに話し合う用意がある」旨の「見解」を明らかにした⁽¹⁾。

そして、さらに同年3月30日、竹下登首相が第114回国会・衆議院予算委員会の席上で、初めて北朝鮮を朝鮮民主主義人民共和国と正式に呼び、次のような見解を明らかにした⁽²⁾。

「日本政府及び日本国民は、過去における我が国の行為が近隣諸国の国民に多大の苦痛と損害を与えてきたことを深く自覚して、このようなことを二度と繰り返してはならないとの反省と決意の上に立って平和国家としての道を今日まで歩んできたわけでございます。そのような自覚と反省は、歴史的にも地理的にもわが国と最も近接しております朝鮮半島との関係においても、とりわけ銘記されるべきものであると考えております。

朝鮮半島をめぐる情勢が新たな局面を迎えておりますこの機会に、改めて、同地域のすべての人々に対し、そのような過去の関係についての深い反省と遺憾の意を表したい、このように思っております。

日朝関係について申しますならば、そのよう

な過去の不幸な時期の後も今日に至るまで疎遠であったことは事実でございます。……朝鮮民主主義人民共和国との間においても、朝鮮半島をめぐる新たな情勢に配慮しつつ、さきに述べました認識に立脚して関係改善を進めていきたい、このように希望しておるところでございます。

政府はそのような観点から、昨年来、日朝間の諸懸案のすべての側面について、前提条件なく話し合いをしたいとの希望を表明しているところでございます。」

続いて90年9月20日、こんどは海部俊樹首相が自民党総裁の名によって、自民党訪朝団の金丸信団長に金日成主席宛の書簡を託して、次のように述べた⁽³⁾。

「古来、一衣帯水の地にある朝鮮半島と我が国の間には豊かな交流が行われ、わが国に優れた文物が流入してきたという長い友好の歴史があります。しかしながら遺憾なことに、その後今世紀に至り一時期、わが国と朝鮮半島の間には不幸な過去が存在いたしました。

そのような不幸な過去につきましては、竹下元総理が昨年3月国会におきまして深い反省と遺憾の意を表明しておりますが、私も内閣総理大臣として、それと全く同じ考えであることを折に触れ明らかにしております。また貴国との間には、請求権の問題が依然として未解決のまま残っているというのが、日本政府の認識であります。これらの問題については、将来の課題である関係改善の際に、日本政府により誠意を持って対処されるべきものと考えております。…

そして今回の金丸議員の貴国訪問を通じて、政府間対話の道筋が開かれ、日朝間の相互理解が深まっていくことを念願する次第であります」

(1)『朝日新聞』1989年1月20日付。

(2)衆議院予算委員会速記録、1989年3月30日付。

(3)『自由新報』1990年10月9日付。

同年9月28日、朝鮮労働党（金容淳団長）と自民党（金丸信団長）、日本社会党（田辺誠団長）の三者間の会談が平壤で行われ、三党共同宣言の中で「三党は、過去に日本が36年間、朝鮮人民に与えた不幸と災難、戦後45年間に朝鮮人民が受けた損失について、朝鮮民主主義人民共和国に対し、公式的に謝罪を行い十分に償うべきであると認める」とせん明、両国間でできるだけ早い時期に国交を樹立し、政治、経済、文化など各分野で交流を発展させていくことを明らかにした。

この三党共同声明は内外から支持と歓迎を受け、早急な朝・日関係改善が期待された。しかし日本国内の一部からは、戦後45年間に対する謝罪と償いに対して異論が提起された。これに対して金丸信氏は、「日朝間には過去の36年間に加えて戦後45年間の空白があった。人道的にこの45年間に補償すべきだと、政治家として判断した」と述べ、いわば「遅れた分に対する利子のようなもの」だと例えた。社会党の田辺誠氏も「戦後45年間の空白の歴史を正しく見て、次の時代をつくっていくとの立場から、謝罪と補償に同意した」と語っている⁽⁴⁾。

こうして89年11月から12月にかけて北京で3回の予備会談をへて、本会議に関する合意をみた。代表団団長は朝鮮側が田仁徹外交部副部長（次官）、日本側が外務省の中平立大使。本会談は第1回を平壤で、第2回は東京で、第3回以降は北京で開くこととした。

議題は4つ。①朝・日国交正常化に関する基本問題。②朝・日国交正常化に伴う経済的諸問題。③朝・日国交正常化に関連する国際問題。④その他、双方が関心を有する諸問題（在日朝鮮人の法的地位、日本人配偶者等）。

(4)「日朝関係——その歴史と現在」、『世界・臨時増刊号』、1992年4月号など。

なお、その間に、「密航事件」関連で北朝鮮抑留中の第18富士山丸の船長、機関長の釈放・帰国、自民党・小沢一郎幹事長、社会党・土井たか子委員長らの訪朝、衛星経由直通電話回線開設協定の調印、日本外務省発行パスポートに記入されている「北朝鮮適用除外」事項の削除（90年11月30日）、朝鮮労働党代表団（金容淳団長）の訪日などが実現した。

こうして1991年1月30日～31日の2日間、朝・日国交正常化のための政府間第1回本会談が平壤で行われ、双方の代表団長がそれぞれの立場から主張と要求を提起した。なお日本の中平立代表団長は交渉に先立って11月30日、金永南副首相兼外相（当時）と会談し、日本は植民地統治で「朝鮮人民にご迷惑をかけたことを深く反省している」と述べ、日本政府としては初めて北朝鮮側に直接、謝罪した⁽⁵⁾。1992年11月の第8回本会談までの双方の代表団の発言の内容を要約してみる。

2. 会談における朝鮮側の主張と要求

朝鮮側の田仁徹団長は第1回本会談で、三党共同宣言（89年9月28日）の意義を強調しつつ、三党共同宣言はまさに両国間の非正常な過去の清算と、新たな善隣友好関係樹立の転換点となり、ここから朝・日関係改善の広い道が開かれると述べた。田団長は、第1議題と第2議題が問題の内容と性格において密接不可分の関係にあるとしたうえで、①過去の朝・日関係を清算するうえで提起される日本の政治的責任としての謝罪問題と、物質的責任としての補償問題に対する朝鮮側の原則的な立場、②在日朝鮮人の法的地位問題に対する原則的な立場、③その他、

(5)小田川興「日朝交渉の歩みをたどる」、『北朝鮮——その実像と軌跡』、高文研。

日本側が提起した核保障協定締結問題や、在朝鮮日本人配偶者問題などに対して立場を明らかにした⁽⁶⁾。

(1) 過去の清算問題に対する原則的な立場

朝・日間の国交を正常化するためには、まず第1議題と関連して、日本側が過去において朝鮮人民に及ぼした災難と損失について、日本国家及び政府最高当局者の公式謝罪と、外交関係設定文書での謝罪が必要であり、次には、1910年の韓日併合条約をはじめ日本が旧朝鮮に強要したすべての条約と協定の不法、無効宣言が必要であると強調した。

第2議題に該当する問題としては、過去に日本が朝鮮人民に及ぼした災難と損失に対する補償問題であるが、朝鮮側は、交戦国間の賠償形態と財産請求権の二つを提起した。

朝鮮側が補償問題を交戦国間の賠償形態として解決することを提起したのは、過去の朝・日関係が歴史的な見地、法律的な見地からみて、単に植民地と宗主国間の関係としてのみ規定することはできず、侵略した日本と侵略に反対してたたかった朝鮮人民との間の交戦関係として捉えているからである。

1875年の日本軍艦「雲揚号」の江華湾要塞地帯への無断侵入⁽⁷⁾から本格化した日本の侵略行動

に対し朝鮮人民は頑強にたたかってきた。1905年の「乙巳保護条約」に続いて1910年の「韓日併合条約」が強要された後も、朝鮮人民の自由・独立のための闘争は止むことなく続いた。その一つは、日本の対朝鮮武力侵出の過程で、朝鮮軍隊の整理、縮小(1905年)、強制解散(1907年)を機に全国的に拡大した義兵闘争があった⁽⁸⁾。

とくに1930年代の初めごろから10余年にわたって金日成將軍の指導のもとに抗日バルチザン(朝鮮人民革命軍)の独立のためのたたかいが、白頭山を中心に中国東北部(満州)の広野や国内で続けられた⁽⁹⁾。また1919年3月1日に始まり約1年間にわたり朝鮮全土を覆った3・1独立闘争は全民族的な反日運動で、全国の218市・郡のうち117市・郡に広がり、参加者は200余万人に及んだ。これに対して日本側は陸軍3個師団と海軍部隊、2万2,000人の憲兵とその補助員、1万6,000人の警官を投入して鎮圧作戦を強行した。それによって、死者7,909人、負傷者1万5,961人、逮捕者4万6,948人、焼却家屋760戸の多きにのぼった⁽¹⁰⁾。また国内をはじめ中国、日本などでの反日独立運動も、すさまじい弾圧をはねのけて続いた。日本の内務省警察局の資料によれば、1928年～35年の8年間に「朝鮮人思想犯」として検挙された数が2万2,900余人、1931年の1年間だけでも436件、3,659人にのぼっている。

(6)『朝鮮中央通信』1991年1月30日付。

(7)1875年9月19日、日本軍艦「雲揚号」が無断で江華島要塞地帯に侵入したため、朝鮮側砲台の攻撃を受けた。日本側は「朝鮮側の発砲によって損害を受けた」と不当な賠償を要求、ついに不平等条約「日朝修好条規」を強要、成立させた。

(8)山辺健太郎『日本の韓国併合』によれば、1907年～1908年の2年間だけでも、義兵部隊は延べ12万人、日本軍との衝突は1,770回に達した。

(9)△『朝鮮日報』(1936年9月3日付)は「東辺道と間島に／5000余共軍活動／国境住民に一大脅威」と報じた。

△1936年6月の普天堡戦闘について『東亜日報』(1936年6月6日、7日、9日、7月2日付)は要旨次のように報じた。「金日成部隊200余名が6月4日、咸南・普天邑を襲撃、市街は全滅。追撃した恵山鎮警察署の大川部隊は二十三道溝で交戦、21名の死傷者を出し壊滅的被害を受けて逃げ帰る。6月30日には追撃した咸興第74連帯が閔三峯で交戦3時間、壊滅的打撃を受けた。双方死傷69名。銃器等多数武器奪取」。

△『朝鮮日報』1936年8月20日付は「千余名の聯合共産軍／撫松県城を襲撃／一部は馳参した警備隊と交戦／一部は松樹鎮を占領」と報じた。

(10)渡辺学編『朝鮮近代史』。

朝鮮側は国際法の見地からも、過去の朝・日関係は交戦関係にあったと主張している。戦争には主権国家間の戦争だけではなく、植民地戦争、植民地解放戦争もある。日本も批准した1911年11月6日の「陸戦ノ法規慣例に関する規則」の規則第1、第2条には「交戦者の資格」について「民兵と義勇兵団」が明記されている点を指摘、朝鮮側は、義兵や抗日パルチザンと日本軍とのたたかいを交戦関係と見なすべきであり、これに沿って過去の朝・日関係は戦争被害に関する補償形式を基本にして総括されねばならないと主張した。

(2) 補償問題に対する原則的な立場

第5回会談(1991.11.18~20)で北朝鮮側は補償問題について集中的に論議した⁽¹¹⁾。すなわち、補償とは、過去に日本が朝鮮を武力で侵略し、朝鮮の主権と領土を強奪して植民地統治を強要し、民族そのものの抹殺まで図ったような、朝鮮人民に与えた計り知れない莫大な人的、物的被害と苦痛に対する償いであると指摘。日本は首相が重ねて謝罪している以上、それに相応する物的補償をしなければならないと強調した。

朝鮮側は日本側が、過去の行為は当時の実定法に基づいたもので補償する法的根拠がないと主張しているのは、日本が受諾した第二次大戦終結時の国際公約や国際法規範の違反だと述べ、カイロ宣言やポツダム宣言、極東軍事裁判所条例の事項を挙げて論証した。

カイロ宣言には、「朝鮮人民の奴隷的状态に留意し」と言明することによって、日本の植民地統治下で朝鮮人民は文字通りの奴隷状態に置かれていたことを国際的に認めている。また日本の戦争犯罪を暴いた極東軍事裁判所条例(第

2章第3条)は、「戦争前または戦争中に一般市民に対して行われた殺害、絶滅的な大量殺人、奴隷化、強制的な移動、その他の非人道的な行為は、その国の国内法によるとよらないと拘わりなく、すべて人道に対する犯罪である」と規定されている。したがって、補償する法的根拠がないとする日本側の主張は全く妥当性がないと指摘した。

さらに第7回、第8回会談では朝鮮側の李三魯団長が、旧条約の不法、無効性について指摘した(これまでの田仁徹団長が92年3月2日に死去、そのため第七回会談以降は副団長の李三魯氏が団長となった)。

李団長は、1905年の「乙巳保護条約」によって日本は旧朝鮮の外交権、警察権、裁判権など国家主権を根こそぎ奪い去ったばかりか、軍隊まで解散させたあげく、自国の軍隊を派遣して王宮を包囲、威嚇、恐喝の方法で「韓日併合条約」を締結させた歴史的事実を挙げて、旧朝鮮との「条約」が非合法であったことを多面的に論証した⁽¹²⁾。

第8回会談で李団長は、「韓日併合条約」は当初から無効だったという歴史的な資料を挙げて、「当初は有効だった」とする日本側主張の法的基礎が完全に崩れたと論駁した。つまり1905年の「乙巳保護条約」と1907年の「乙巳7条約」には、当時の朝鮮国王・高宗の署名と御璽がなく、1889年に制定された「大韓帝国制」第9条の「皇帝が直接に諸般条約を締結する」との項目、1894年11月21日付「勅令」第1号「条約批准書は皇帝が直接署名した後、国璽を押す」という規定にも外れていると指摘した。

李団長は、こうして旧朝鮮と日本との間には結局、武力による侵略、主権強奪行為があり、

(11)『朝鮮中央通信』1991年11月21日付。

(12)『朝鮮中央通信』1992年5月16日付。

その植民地支配も36年間でなく41年間にわたると主張した。

さらに朝鮮側は、日本には「財産請求権」を提起する根拠がないと指摘した。仮に植民地統治時代に日本が何かを建設し、財産を残したとしても、その何十倍、何百倍の財産や利権を奪取している。そのうえ戦争に敗れて本国に引き揚げる際、それらをほとんど破壊してしまった。

解放後、朝鮮ではそれらの復旧建設を行ったが、日本の支援のもとに強行された米軍の無差別爆撃（朝鮮戦争）で、すべてが破壊されて焦土と化した。したがって日本には「財産請求権」を要求する根拠がない。あるのは、日本が朝鮮人民に及ぼした人的、物的被害に対する財産請求権のみである。とくに人的被害について言及し、徴兵、徴用など200万人に及ぶ強制連行や、20万人に及ぶ従軍慰安婦の事例などを挙げ、日本側は「7件10人云々という拉致疑惑」を持ち出す前に、民族的な人道、人権侵害である強制連行問題の償いをすべきだと強調した。

(3) 戦後45年間の補償問題

田仁徹代表は、戦後45年間の補償問題には二つの原則的問題があると述べた。それは第一に、日本が南北朝鮮の分裂に対して責任があるということであり、第二に、朝鮮戦争時（1950年6月から1953年7月）に日本が米軍の補給基地、修理基地、攻撃基地の役割を果たしたことでありと指摘した⁽¹³⁾。

田代表は、朝鮮戦争期に旧日本軍が海上作戦等に参加した事実について言及し、にも拘わらず日本は戦後引き続き朝鮮に対する敵視政策を実施し、多くの被害を与えたことについて責任

を回避できないと述べた。同氏は、このように日本が過去45年間にわたって謝罪もせず補償もせず今日に至っており、その期間中に朝鮮人民に及ぼした政治、経済的被害は莫大なものになると指摘した。

(4) 在日朝鮮人の法的地位問題

朝鮮側が求めたのは次の諸点である。①朝鮮総聯（在日本朝鮮人総联合会）を敵視する施策を中止し、その活動を保障し保護する。敵視政策の事例としては、朝鮮総聯に対する破壊活動防止法の適用を挙げている。②在日朝鮮人の国籍を認め、韓国籍や日本国籍からの朝鮮国籍への切替え、取得を認める。③外国人登録法を根本的に是正し、外国人登録証の常時携帯、指紋押捺、刑罰制度の廃止（一部はその後に是正）。④在日同胞の安定した在留権保障、在日朝鮮人の日本出入国に対する差別是正（一部はその後に是正）。⑤在日朝鮮人子弟への民族教育の権利認定と便宜、協力の提供。⑥朝鮮学校に対する日本学校に準ずる財政的援護措置、朝鮮学校卒業生の日本の大学入学・各種資格取得と就職などでの差別制度の廃止。⑦在日同胞の企業活動と生活条件の円滑な保障。⑧朝鮮人強制連行、強制労働をはじめ日本の植民地統治期の罪科と在日朝鮮人被爆者の実態の正確な調査と公表、被害同胞とその遺族に対する補償問題など。

3. 日本側が提起した諸問題

日本側は関係正常化交渉に望む基本的立場として、①今日まで続いている第二次大戦後の非正常な関係を正すためにも、できるだけ早く解

(13)大久保武雄『海鳴りの日々』（海洋問題研究会）によれば、日本旧海軍の特別掃海隊はGHQの支持のもと、46隻、1,200名で、朝鮮の各地海域で掃海に従事、

触雷により19人が死傷している。また朝鮮特需は45億ドルに達し、「神風の到来」といわれた。

決したいとの2国間の側面、②日朝間改善がこの地域の平和と安定に資するようになることが肝要であり、それがこの地域の関係国から歓迎され、国際的に祝福されることが重要という国際的な側面を強調した。日本の中平立代表団長は、特に重視する点として次の諸点を挙げた⁽¹⁴⁾。

①三党共同宣言には拘束されない。日朝間は戦争状態にあったわけではないので、日本が朝鮮に対して「賠償」ないし「補償」を行うべきだとの考え方は受け入れられず、とくに補償については三党共同宣言で触れられてはいるものの、日本政府は戦後45年間の補償まで求める北朝鮮に対して補償義務があるとは考えていない。

②過去の条約は合法的に調印され有効に実施された。日朝間には国交正常化に際して処理すべき財産請求権の問題が未解決のままに残されていると承知している。財産請求権の範囲内で要求することがあれば証拠文書を提示してほしい。

③日朝間の正常化は、日韓の友好関係を損なうことなく行われることが必要である。日韓基本条約（1965年）で定めた法的枠組みとの整合性のなかで交渉を進めていく。

④国際原子力機関（IAEA）との保障措置協定（検査）を北朝鮮側が拒否していることについて国際社会の懸念が高まっており、日本も自国の安全保障にとって極めて重大な問題として憂慮しているので早急に協定を締結することを要請する（1994年の朝米合意で解決）。

⑤90年秋以来、南北高位級会談が開催されていることを歓迎し、今後さらに実質的な会談が進められ、朝鮮半島の緊張緩和につながることを希望する。

⑥日朝国交正常化は、朝鮮半島の休戦ライン

の北側を実効支配する北朝鮮との国交正常化である。したがって北朝鮮が南側までの管轄権を主張することは認められない。

⑦「朝鮮総聯敵視」の批判は当たらず、日本政府は在日朝鮮人の待遇改善に取り組んでいる。

⑧そのほか日本側は△在日朝鮮人の帰国の際に、在日朝鮮人の夫とともに朝鮮に渡った日本人妻について人道的措置（里帰り）の要請（97年11月に第1陣、98年1月に第2陣の里帰り実現、2000年6月以降に第3陣の予定）。△「よど号事件」の犯人引き渡しの要請。△北朝鮮の国連加盟の要請（91年9月に実現）。

⑨第3回会談以来日本側は、「KAL機爆破事件犯人の金賢姫と関連して、日本人女性・李恩恵（イウネ）が北朝鮮に行っている可能性があるので安否を調査してほしい」と重ねて提起している。

こうして国交正常化のための朝・日交渉は約2年間、8回にわたり本会談が開催されてきたが、92年11月5日の第8回本会談で「李恩恵問題」をめぐる決裂した。

4. 7年半ぶりの日朝交渉再開

1994年10月の朝米基本合意文によって朝米関係が動き出した追い風を受けて、1995年3月28日に日本の連立与党代表団が平壤を訪問し、朝鮮労働党代表団（団長＝金容淳秘書）と会談を行った。日本側は自民党・渡辺美智雄団長、日本社会党・久保旦団長、新党さきがけ・鳩山由起夫団長である。

同30日に発表された「朝・日会談再開のための4党合意書」では、中断している朝・日国交正常化のための会談を再開するため、次のよう

(14)『朝日新聞』1991年1月30日付を初め各紙の報道。

に合意した⁽¹⁵⁾。

① 4 党は、両国間に存在した不幸な過去を清算し、国交正常化の早期実現のため積極的に努力する。

② 4 党は、両国間の対話再開と国交正常化のための会談には、いかなる前提条件もないこと、そして徹底して関係改善のためのものであるべきだと認める。

③ 4 党は、両国間の会談が徹底して自主的、かつ独自の立場で行われるべきであることを確認する。

④ 4 党は、それぞれの政府が国交正常化のための会談を積極的に進めるよう努力する。

この合意書にもとづいて 4 党は、両国政府に第 9 回会談を速やかに行うよう勧告することにした。

97 年 8 月には、朝鮮半島の恒久的平和体制確立のための 4 者会談（南、北、米、中）が実現に向けて動き出し、北東アジアの脱冷戦の期待が高まるなかで、同年 8 月 22 日、北京で朝・日国交正常化交渉予備会談（外務省審議官級協議）が開かれた。協議では①日朝交渉本会談を早期に開催する②双方の赤十字連絡協議会で、日本人妻の里帰りを 9 月をめどに実現させる③北朝鮮側が日本人行方不明者の安否調査を行うことで一致した。

同年 11 月 8 日、日本人妻の里帰り第 1 陣 15 人が来日した直後の 11 月 14 日、こんどは自民、社民、さきがけ三党の与党訪朝団の森喜郎・自民党総務会長（総団長）らが平壤市内の百花園招待所で朝鮮労働党・金容淳書記と会談した。席上、日本側が提起した「日本人拉致疑惑」について朝鮮側は、「われわれと関係はないが、一

般の行方不明者として調査を行う」ことで合意した。その後、森氏は平壤市内のホテルで記者会見し、「7 件 10 人の拉致疑惑」に関する資料を朝鮮側に手渡したことを明らかにした⁽¹⁶⁾。その後 98 年 6 月 5 日、朝鮮赤十字会スポークスマンは談話を通じて、「1998 年初めから 5 ヶ月間にわたり、公式機関を通じて全国的な調査を行ったが、一人も見つからなかった」と回答してきた⁽¹⁷⁾。

同年 8 月 31 日に北朝鮮が人工衛星を打ち上げたと発表、これに対して日本側は、ミサイル・テポドンを日本の頭越しに発射したとして対抗措置を発表、両国関係は険悪化した。日本は米韓側の要望もあって同年 10 月 21 日に対北朝鮮 KEDO（朝鮮半島エネルギー開発機構）協力凍結を解除した。99 年 5 月には、日米共同作戦を内容とするガイドライン関連法（周辺事態法）が成立、北朝鮮側が激しく反発した。

その後、1999 年 8 月 10 日、朝鮮民主主義人民共和国は政府声明を発表し、「日本は、朝・日関係の重大な現事態をそのままにしては、絶対に 21 世紀に無難に入ることはできない」と言明し、「われわれは、日本が過去清算を通じた善隣関係の樹立へ進むなら、それに快く応じるであろう」と呼びかけた⁽¹⁸⁾。

これに応じて日本側も 1999 年 1 月 19 日、小淵恵三首相が施政方針演説で、「北朝鮮が日朝間の諸懸案に建設的な対応を示すのであれば、わが国としても対話と交流を通じ関係改善を図る用意がある」と述べた⁽¹⁹⁾。同年 3 月には、いわゆる「不審船事件」が起きたが、12 月 1 日～3 日にかけて村山富市元首相を団長とする 7 政党の超党派訪朝団が平壤を訪問、金容淳書記との

(15) 『朝鮮中央通信』1995 年 3 月 31 日付。

(16) 『時事通信』1997 年 11 月 14 日付。

(17) 『朝鮮中央通信』1997 年 6 月 6 日付。

(18) 同上、1999 年 8 月 11 日付。

(19) 『朝日新聞』1999 年 1 月 20 日付。

会談で朝・日国交正常化交渉の早期開催で合意、次のような共同発表文を公表した⁽²⁰⁾。

①双方は自国の政府に、国交正常化のための政府間会談の早期再開を促す。

②双方の政府の協力の下で、赤十字に人道問題解決のために協力し合うことを勧告する。

③双方間の不信を解消し、相互理解と友好を発展させるための交流と往来を強化する。

その後、2000年2月23日には日朝友好議員連盟(衆参議員169人参加)が発足し、3月13日には、北京で日朝赤十字会談が開かれ、日本側は、WFP(世界食糧計画)を通じて北朝鮮に米10万トンの無償提供を伝え、北朝鮮側は「行方不明日本人」についての再調査の開始と、近く第3次の日本人妻16人の里帰りが実現されると伝えた。

そして同年4月5日～7日にわたって、朝・日間の第9回国交正常化本会談が7年半ぶりに平壤で再開された。会談には鄭泰和・外務省巡回大使を団長とする朝鮮側代表団と、高野幸二郎・外務省担当大使を団長とする日本側代表団が参加した。

会談で朝鮮側は、過去の清算問題を基本として優先的に討議、解決することを提起、過去の清算には①謝罪、②人的並びに物質的損失に対する補償、③文化財の返還ならびに補償、④在日朝鮮人の法的地位改善の4事項が含まれるべきだと主張した⁽²¹⁾。

これに対して日本側は、過去の清算の重要性については同意したものの、行方不明者(拉致疑惑)は「日朝関係改善のうえで避けて通れない問題」⁽²²⁾との認識を示し、ほかにもミサイル問題や不審船問題にも言及した。

また鄭泰和団長は、「今世紀のことは今世紀

中に解決しなければならない」と再三強調しつつ、過去の清算問題を処理した段階で外交関係を樹立し、その後に「行方不明者」問題など日朝間の諸懸案を処理する方式を提案、「合意できたものから文書にして着実にステップを踏んでいきたい」と分科会方式の導入を提案した。

日本側は、過去のお詫びと反省において、1995年8月15日に村山富市首相(当時)が発表した「戦後50年談話」を踏襲していくと述べた。しかし日本側は、過去の清算の先行処理方式は「拉致疑惑の棚上げにつながりかねない」として拒否した⁽²³⁾。

会談後、双方は次のような共同発表文を公表した。「双方は、朝・日関係を改善発展させて行くことが必要であるとの認識に立って、過去をどのように清算するかという問題を初めとする朝・日国交正常化実現に関連する諸問題を真摯に討論した。」そして次の第10回本会談を5月下旬、東京で行うことに合意した。だが、その後、北朝鮮側の要請によって10回会談は6月以降に延期になったと報道された。日本での報道では、南北首脳会談(6月13日～15日)や朝米ローマ会談(5月24日から)との関連が指摘された。

5. 日韓条約との「整合性」とは

朝・日交渉で日本側は第1議題の「朝・日国交正常化に関する基本問題」、第2議題の「朝・日国交正常化に伴う経済的諸問題」について、日韓条約との整合性に基づいて対応するとしている。では日韓条約の基本内容は何か。

朝鮮戦争が激しさを増していた1951年10月、GHQ(連合国軍総司令部)の斡旋により、東

(20)『朝鮮中央通信』1999年12月4日付。

(21)同上、2000年4月8日付。

(22)『産経新聞』2000年4月6日付。

(23)『読売新聞』2000年4月8日付。

京で李承晩政権と吉田内閣の代表による日韓予備会談が始まった。

本来この会談は、日本の朝鮮に対する侵略と植民地支配など過去を清算し、新しい友好関係を設定するはずのもであった。だが当時は朝鮮戦争のさなかにあり、日韓を結びつけて朝鮮戦争遂行に役立て、あわせてアジア反共体制の強化を図ろうとするアメリカの要求のもとに会談は開かれたのであった。そのため本来ならば会談と条約は全朝鮮を相手にして行われなければならないのに、南北に分断されている一方の南の韓国とのみ交渉がなされ、国交を正常化しようとするもので朝鮮半島の南北分断を固定化するものでもあった。

さらに会談で韓国側が、日本の朝鮮侵略、植民地支配が武力による強制であるとの立場から謝罪と賠償を求めたのに対して、日本側はそれを合法・有効であったとして賠償要求を拒否し、会談の過程では日本側代表からさまざまな妄言(暴言)が繰り返され、妥結までに14年間も要した。こうした日本側の主張、姿勢が集中的にあらわれたのが、第3次会談(1953年10月15日)での日本側首席代表・久保田貫太郎氏の、いわゆる「久保田発言」であった。それを要約すると次の通りである⁽²⁴⁾。

①当時、日本が朝鮮に出て行かなかったならば、中国かロシアが入ってきただろう。

②日本は朝鮮で36年間(植民地統治期間)に、鉄道や港をつくり、山林や農地を造成したりした。そのため多い年には2,000万円も支出した。韓国側が36年間の被害を償えというなら、朝鮮に残してきた日本人財産の返還を要求する。

③カイロ宣言で、「朝鮮人民の奴隷状態」(植民地支配を指す)と述べたのは、連合国側が戦

争中の興奮した心理状態で書かれたものだ。

④朝鮮に残してきた日本人財産を米軍が処理(韓国側に払い下げ)したのは国際法違反である。

⑤対日講和条約(サンフランシスコ条約)以前に韓国が独立したのも国際法違反である。

⑥連合国側が(敗戦後に)在韓日本人を送還したのも国際法違反である。

この「久保田発言」が主として外交上の法的側面からの日本の主張であったとすれば、もう一つの妄言「高杉発言」(第7次会談の1965年1月7日の高杉晋一首席代表・三菱電機取締役の記者会見での発言)は、日本の植民地支配の「恩恵論」である。その要約は次の通りである⁽²⁵⁾。

「日本は明らかに朝鮮を支配した。しかし、朝鮮をよりよいものにしようとしてやったことである。

日本の努力は結局、敗戦によって挫折してしまっただけでも、もう20年くらい朝鮮を持っていたらよかった。台湾の場合は成功したとみることができるのではないか。

日本側に謝れというのは勝手な言い分だ。日本は朝鮮に工場・家屋・山林などをすべて置いてきた。創氏改名だけをとり調べても、それは朝鮮人を(日本に)同化させ、日本人と同じように取り扱おうとした措置であって、悪いことであったとはいえない」

こうした日本側の対朝鮮植民地支配の合法・有効論、恩恵論のために日韓会談は中断、延期が繰り返された。膠着状態の韓日会談が妥結へと急速に動き出すのは、1960年4月、韓国で学生を中心とした4・19反独裁民主化デモによって李承晩政権が崩壊、翌61年5月に朴正熙少将

(24)『朝日新聞』1953年10月22日付。

(25)金東祚・韓国側首席代表の手記「韓日会談」、『中央

日報』1984年6月27日付。

らによるクーデターで軍事政権が登場、その安定化のためにアメリカが積極的な対日、対韓工作を推進するようになってからである。同年7月のケネディ・米大統領と池田勇人・日本首相との会談、11月のケネディ・朴正熙氏（軍事評議会議長）との会談で日韓会談促進で合意、朴議長が帰途に東京に立ち寄り池田首相と会議してから日韓会談は急進展する。

当時はベトナム戦争でアメリカが苦況に陥っており、韓国もクーデター直後で政治、経済、社会的な危機にあった。アメリカとしてはどうしても日韓関係の正常化を図り、アジアの反共体制を維持、強化する必要に迫られていた。そのために訪日したラスク米国務長官は池田勇人首相らに対して次のように強調した。「率直に言って、アジアにおける中心問題は韓国問題である。南ベトナムは極めて危険な状態におかれており、悲観すべき事態が続いている。したがってわれわれが韓国で再び失敗することはアメリカの威信にもかかわる。韓国は日本と地理的にも近い。北東アジアの情勢を改善することは米日共通の目標である。日本が速やかに韓国と国交を正常化し、韓国の政治的・経済的安定に協力することを望む」⁽²⁶⁾。これがアメリカの狙いであった。

こうして中断されていた第6次日韓会談は再開され、1962年の秋、韓国の金鍾泌・中央情報部長が訪日して大平正芳外相との間で秘密会談が持たれ、「金・大平メモ」によって最大の対立点であった補償問題の「政治的妥結」が図られた（1962年10月20日）。その内容は次の通り⁽²⁷⁾。

①無償提供（生産物及び用役）総額3億ドル、10年間に均等提供。

②長期低利借款（経済協力基金による）総額2億ドル。10年間に均等提供、金利年3.5%。償還期間は7年据置を含め20年間。

③民間信用提供（商業ベースによる通常の民間信用提供）総額は3億ドル以上になることが期待される。漁業協力のための民間信用提供9,000万ドル及び船舶導入のための民間信用提供3,000万ドルを含む。

④対日債務残高の約4,573億ドルは10年間に均等支払う。金利なし。

こうして、東京では「朝鮮の分断固定化」「日韓癒着」反対を叫ぶデモ隊が国会を包囲し、韓国では「対日屈辱外交」「反民族的売国条約」だとして全国的に広がった反対運動を2度の戒厳令によって押さえ込むという緊迫した状況のなかで、1965年6月22日、東京で李東元・外務部長官と椎名悦三郎外相との間で日韓基本条約及び諸協定が調印された。

この日韓条約は政治的妥協の産物であったため、その内容に重大な問題点を残し、調印後30余年を経て現在になっても、折にふれて対立と論争が再燃する実情にある。では、その問題点とは何か。

まず、この条約には過去の日本の侵略や植民地支配に対する謝罪や反省が一言もないことである。日韓基本条約の前文には「両国民間の関係の歴史的背景と、善隣関係及び主権の尊重の原則……」がうたわれているだけである。しかも、過去の歴史的関係についても「国家間」ではなく「国民間の関係」と表現されている。

同基本条約の第2条「旧条約の効力」がまた問題である。韓国側の条約文には「1910年8月22日及びそれ以前に大韓帝国と日本国間で締結されたすべての条約及び協定はすでに無効と確

(26)『エコノミスト』1961年10月26日付・

(27)1965年6月10日、在東京韓国代表団が本国に送った

報告書、『実録；朴正熙と韓日会談』、寒松出版。

認」となっている。だが日本側の条約文には「1910年8月22日以前に大日本帝国と大韓帝国との間で締結されたすべての条約及び協定はもはや無効」とある。

つまり韓国側は、1910年8月22日の韓日併合条約を含めて、日本の朝鮮侵略、支配期間に結ばれた40余の条約、協定が「すでに（当時から）無効」としている。これに対して日本側は1910年8月22日の併合条約は残し、それ以前のものは無効とするが、その時点も、当時は有効であったが、もはや（現時点では）無効と読ませているのだ。

さらに、第3条の「韓国政府の地位」について双方は、国連決議（1948年12月13日の国連総会第3回会議の決議第195号）を援用して、南北に分断されている南側の韓国のみを、一方的に「朝鮮にある唯一の合法政府」としている点である。

これによって日本側は韓国の管轄権は軍事境界線（休戦ライン）の以南に限るとし、北朝鮮との関係は「白紙」と位置づけた。1965年10月29日の日本衆議院日韓条約特別委員会で、佐藤首相は次のように述べた⁽²⁸⁾。「朝鮮は分裂国家であり、片一方の国を承認した国は他方と外交関係を樹立しない。これが今日の外交慣例である。また国連決議を尊重しており、北とは外交関係を持たない。今回、南と話したが、北とは全然話していないので、その関係で白紙であり、事実問題としてこれを処理していく」。

次は賠償、補償の問題である。日本側は日韓会談で最後まで財産請求権として「相互差し引き」の立場に固執し、かつて李承晩大統領が2,000億ドル、朴政権も17億ドルを要求したこともあったものを、無償3億ドルに圧縮し、そ

れさえも「独立祝賀金」として提供したのである。

さらに基本条約とともに締結された日韓請求権協定（財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する協定）の第2条において両国間の財産・請求権問題を「完全かつ最終的に解決されたことを確認した」点である。そのため、日本の植民地統治期の徴用や徴兵、強制連行、従軍慰安婦、被爆者などの被害者に対しても日本政府は、この日韓協定やサンフランシスコ条約を盾に一切の補償を拒否、いまだに裁判やデモが続いている結果となっている。北の朝鮮民主主義人民共和国最高人民会議は日韓条約成立直後に「朝鮮人民は対日賠償請求権を引き続き保有し、この厳然たる権利を必ず行使するであろう。日本政府は賠償義務から免れ得ない」と決議している。

日本当局は今回の日朝国交正常化交渉において、「日韓条約との整合性」を維持していくとしている。しかし日韓会談及び日韓条約で韓国側に対して一言の謝罪もお詫びもなかった日本側だが、竹下、海部の両首相が北朝鮮側に対して「深い反省と遺憾の意」を表明している。村山富市首相の場合は1995年8月15日の「戦後50年談話」で「わが国は遠くない過去の一時期、国策を誤り、戦争への道を歩んで国民を存亡の危機に陥れ、植民地支配と侵略によって、多くの国々、とりわけアジアの人びとに対して多大の損害と苦痛を与えました。私は、未来に過ち無からしめんとするが故に、疑うべくもないこの歴史の事実を謙虚に受け止め、ここに改めて痛切な反省の意を表し、心からお詫びの気持ちを表明いたします」と述べている⁽²⁹⁾。

さらに村山氏は95年8月15日に金泳三・韓国

(28)衆議院日韓特別委員会速記録、1965年10月27日付。

(29)『朝日新聞』1995年8月15日付。

大統領に送った親書のなかで、「日韓併合条約は、民族の自決と尊厳を認めない帝国主義時代の不平等な条約」だとする歴史認識を表明した。

また小渕恵三首相は、98年10月8日の金大中・韓国大統領との共同宣言（東京）で、「わが国が過去の一時期、韓国民に対し、植民地支配により多大の損害と苦痛を与えたという歴史的事実を謙虚に受け止め、これに対し、痛切な反省と心からのお詫びを述べた」のであった⁽³⁰⁾。その後、森喜朗首相は、2000年4月25日の衆院予算委員会で、1930年代の日中戦争が侵略戦争だったかどうかについて、「歴史のなかでみんなが判断していくことだ」と答弁したことに対する内外からの批判に対し、同月24日の同委員会で、「基本的な考え方は、村山富市元首相の戦後50年談話と変わらない」と補足、訂正した。

ことほど左様に、日本の過去に対する歴史認識は、さまざまな論議を呼んできた。「戦後50年談話」を発表した村山富市氏にしても、95年10月5日の参院本会議の答弁で「日韓併合条約は法的に有効に締結され、実施された」と答弁、朝鮮半島の南北双方から厳しい非難にさらされ、韓国国会は、「植民地統治期の全条約が当初から無効であることを日本側が認めて、必要な措置を取ることを求める決議」を満場一致で採択した。

日本国内では、95年1月30日の衆院予算委員会で村山富市首相が「朝鮮半島の南北分断には日本にも歴史的責任がいくらかある」と答弁したことに対する批判が自民党や外務省などから起き、結局、「朝鮮半島分断の責任は日本にはない」と訂正答弁に追い込まれたりもした。

日韓間では、1972年9月29日の日中共同声明で「日本側は、過去において日本国が戦争を通

じて中国国民に重大な損害を与えたことについての責任を痛感し、深く反省する」と表明したことと関連して、韓国国会や世論が韓日条約を見直し、謝罪やお詫びを入れるように要求したことがあった。また1983年1月11日、就任早々の中曽根康弘・日本首相が訪韓、全斗煥大統領と会談して40億ドルの対韓経済援助を提供した際には内外から、その「援助の性格」について論議が起き、「運命共同体の認識に立つ、次元の高い経済協力」だとの声や、日韓条約に対する韓国側の不満への「融和策」ではないかとの声も聞かれた。

日韓条約締結から既に35年、その後に日本当局者によって表明された過去への反省と謝罪の内容は、当然に日朝国交正常化交渉と条約文の中に反映されなければならないだろう。

ソウルの高麗大学・姜萬吉名誉教授は、「日本の主張の通り、35年間にわたる韓半島支配が合法的であるとするなら、その間にあらゆる苦難を乗り越えて熾烈に繰り広げられた民族解放運動すべてが合法的統治に対する不法行為になってしまう。……今後、締結される朝日条約においては、いかなる形態であれ、日本帝国主義の強制支配の事実が明記され、謝罪が示されることによって、民族運動の正当性が確立されなければならない」⁽³¹⁾と指摘している。

6. 「拉致疑惑」の問題

朝・日国交回復交渉で論議され、障害となっている問題の一つに、いわゆる「北朝鮮側による日本人拉致疑惑」がある。それは、「李恩恵（イウネ）問題」と「横田めぐみ問題」を含め、

(30) 『朝日新聞』1998年10月9日付。

(31) 『ハンギョレ新聞』2000年3月27日付。

「7件10人と未遂2人の疑い」であると、日本の警察当局は発表している。

(1) 「李恩恵問題」

1988年1月15日、韓国の国家安全企画部（安企部、現在は国家情報院）は「大韓航空858便爆破事件捜査報告書」を発表、その中で、「犯人の金賢姫は81年4月～83年3月までの間、北朝鮮で日本人女子工作員と起居を共にしながら日本人化教育を受けた」と述べた⁽³²⁾。さらに安企部は同月24日の「金賢姫と日本警察庁との面談事項」発表では、「李恩恵は1979年ごろ、日本の海岸から船で拉致されてきた」と述べた⁽³³⁾。

その後、1991年5月15日に日本の警察庁・吉野準警備局長は記者会見で、「李恩恵は東京・池袋のキャバレーに勤めていた時、『ちとせ』と名乗っていた。本名はT・Y（匿名）である」と発表した⁽³⁴⁾。一部のマスコミはT・Yとは「田中八重子」だと報じた。

金賢姫は90年3月27日に死刑の判決を受けるが、その直後の4月12日に大統領特赦となり、依然として安企部の手中で生活しながら、『いま女として』、『忘れられない女』などの本を書き、日本でも翻訳出版しながら「李恩恵（イウネ）先生の存在」をアピールしている。

日本警察庁の発表があった5日後の91年5月20日、北京で開かれていた朝・日国交正常化交渉の席上、日本側は「李恩恵問題」を提起した。朝鮮側は真っ向から否定、「日本でキャバレーのホステスをしていて失踪したという『李恩恵』が共和国に来て、どうしてにわかに日本語を教え、朝鮮語も知らないのに教育者になれるのか」と反論した⁽³⁵⁾。

その後、双方の了解で「李恩恵」問題は本会談ではなく、副団長会談で協議することに決まったが、92年11月5日の第8回本会談では日本側が本会談と結びつけて提起したため、会談は決裂してしまった。

「李恩恵」問題をめぐっては謎が多く、日本側の発言にも食い違いが目立つ。たとえば第4回日朝交渉（91年8月30日から9月2日）の直前に、中平立日本側首席代表は次のように語っている⁽³⁶⁾。「(李恩恵問題は) 国交正常化に向けて従来から討議してきた議題そのものとは、ちょっと違うのではないか。国交正常化を推進していくという観点から、その障害にならないような方式でやっていきたい」。

さらに、第4回交渉の直後、外務省筋はこのように語っている⁽³⁷⁾。「李恩恵問題を核問題のように、日朝国交正常化の条件とするつもりはない。……李恩恵と呼ばれる日本人女性が、拉致されたかどうかははっきりしておらず、本人が同意したうえでの渡航だった可能性もある」

「李恩恵」問題には、やはり韓国の安企部が深くかかわっていた。1990年3月の日朝交渉再開（第9回会談）を前に、『朝日新聞』は、「日朝交渉再開近づく」とのタイトルで寺田輝介・駐韓大使に展望を聞くなど特集を組んだ。寺田大使は、「対話を始めないと拉致問題も議論することはできない」と、「拉致問題」を「入口」には置かない姿勢を示した。また、北朝鮮側の「核凍結」問題についても「北朝鮮はKEDOの要求にきちんと対応してきた。核は間違いなく凍結してきたと思う」と述べている。

その特集のなかで同紙ソウル特派員の渡辺勉記者は、「李恩恵」問題と韓国・安企部とのか

(32) 『東亜日報』1988年1月16日付。

(33) 同上、1988年1月25日付。

(34) 『東京新聞』1991年5月16日付。

(35) 『朝鮮中央通信』1991年5月21日付。

(36) 『朝日新聞』1991年8月29日付。

(37) 『東京新聞』1991年9月5日付。

かわり合いについて次のように指摘している⁽³⁸⁾。

「1992年11月の第8回（日朝）交渉が中断したのは、北朝鮮に拉致された疑いのある日本人女性『李恩恵（イウネ）』問題がきっかけだった。韓国の関係当局者は日朝間にくさびを打つため、李恩恵の存在を報道機関にリークしたことを認めている。

95年もそうだった。日朝の政党代表団が交渉再開で合意し、食糧支援に動いた。しかし、日本の国交正常化交渉が先行することに韓国が感情的に反発。政治家の『妄言』も重なり、日韓関係が悪化し、交渉再開はさたやみになった。」

(2) 「新潟の少女・横田めぐみ問題」

「李恩恵」問題が沈静化し始めたころ、こんどは「新潟の少女・横田めぐみ拉致疑惑」騒動が起きた。その始発点は、『現代コリア』（1996年10月号）に掲載された「韓国安企部の高官から聞いた話」として、「94年暮れに韓国に亡命した北朝鮮工作員によれば、76年に日本の海岸から13歳の少女が北朝鮮に拉致されたということを知ったことがある」というのである。

続いて97年2月3日付の『産経新聞』が「元北朝鮮工作員・安明進から聞いた話」を報じた。それによると、「88年10月ごろ北朝鮮のスパイ養成所で先輩教官が、『横田めぐみさん』らしい女性を指して、あの子は自分が日本に潜入した際、帰還しようとしたのを目撃されたので連行したと語った」という。

13歳の中学1年生、横田めぐみさんは1977年11月15日の午後6時半に、学校帰りに新潟市の海岸近くで失踪したというから、約20年ぶりに韓国安企部から「消息」が伝わったというわけであるが、それは「伝聞」のまた「伝聞」であっ

た。同紙（97年3月13日付）によると、「横田めぐみさんは日本語教師」だったという。「李恩恵」といい、「横田めぐみ」といい、キャバレーのホステスや中学1年生の経歴で日本語の教師だというのである。それに日本の外務、警察当局からも異論が出るなど、「横田めぐみ拉致疑惑」をめぐる問題は複雑さを増している。

まず新潟県警の反応から。元新潟中央警察署長の松本瀧雄氏は『噂の真相』1998年8月号の「横田めぐみ拉致報道の謎を衝く」のなかで、次のように証言している。

「その工作員の証言に従うと、隠れていた場所は海岸近くの松林なんでしょうね。しかし日没2時間後に無線機なんて見えるもんじゃない。それは出来すぎた話です。それに何度もいいますが、めぐみさんが海岸に向かったという痕跡はありません。やはりT字路でしょう、あの娘が消えたのは。当然、性的いたずらということで捜査もしました。しかし確実なものは何も出て来なかった」

2000年1月23日、新潟県柏崎市内で、少女の時に市内で拉致され、9年2ヵ月間も監禁されていた女性が無事発見された。そこで「日本と朝鮮の国交樹立促進会議」（小林力三会長）の宮下弘治副会長らの7人の代表たちは3月24日、新潟県警を訪れて、「女性監禁事件」を引用しながら「横田めぐみ拉致疑惑」の徹底した再捜査を要望する堀内文隆本部長宛の申入書を提出し、「疑惑の犯人が朝鮮側であると確定するに足る何らの証拠も示されていない」と強調した⁽³⁹⁾。

これに対して県警の外事課長は、「警察としては拉致疑惑があったかなかったとかいうことは一言も言ったことがない。真相が北朝鮮にあ

(38) 『朝日新聞』2000年1月27日付。

(39) 『朝鮮新報』2000年3月31日付。

るのか日本にあるのか、警察当局としての疑惑表明もしてこなかった」と述べ、「再捜査することにはやぶさかではない」と答えた。

外務省の阿南惟茂アジア局長は97年10月29日の記者懇談会で「拉致疑惑は亡命者の証言以外に証拠はない。亡命者は何を言うか分からない」と疑問を呈した⁽⁴⁰⁾。また北朝鮮訪問の超党派議員団の一人、自由党の青木宏之議員は99年12月3日のCS放送ニュース専門チャンネル「NNN 24」の討論番組のなかで、「(北朝鮮が) 拉致したという証拠知っているの?」「日本が勝手に言っているだけ」と発言した⁽⁴¹⁾。

こうした指摘は、「北朝鮮による拉致疑惑」というものの政治的背景を示唆しており、日朝国交正常化に反対する動きの一環だと見る視覚もある。たとえば、2000年4月の初めに「北朝鮮に拉致された日本人を救出するための全国協議会」が全国会議員に対するアンケート調査の結果を発表した。ところが、約85%の議員が回答を行わず問題を投げかけた⁽⁴²⁾。応答者の39%が「拉致問題の解決が日朝交渉再開の前提条件」と答えているというのだが……。

日朝国交正常化交渉では、「拉致疑惑解明」を会談進行の前提条件とはせず「行方不明者の調査」を行うこととなったが、「前提条件」を主張する声も続いている。

97年11月10日の参議院法務委員会で警察庁警備局の米村敏朗外事課長は答弁の中で、「国内捜査や韓国当局との情報交換など総合的に判断すれば、北朝鮮による疑いのある事件は7件10人であり、未遂が1件2人である」述べ、「拉致情報」が韓国安企部（現在の国家情報院）とつながっていることを認めている。

7. 新しい時代、新しい関係に向けて

日朝が疎遠な関係にあった戦後の55年間に北朝鮮を取り巻く情勢も大きく変化した。ソ連の崩壊に続き、連続して起きた水害などで経済的困難に直面していた北朝鮮は、98年ごろから金正日氏が朝鮮労働党総書記、国防委員長に就任して内部体制を固め、対外関係の構築に乗り出した。朝米関係では核問題での包含的合意（94年10月）、ペリー・プロセス（99年10月）によって、アメリカの対北朝鮮制裁措置の緩和が行われた。いずれも粘り強く真摯な外交接触の積み重ねの結果である。さらに2000年の1月にはイタリアと5月にはオーストラリアと、7月にはフィリピンと外交関係を樹立し、東南アジア諸国連合（ASEAN）地域フォーラム（ARF）にも加盟した。

また金正日総書記の中国訪問、江沢民国家主席との会談、ロシア連邦・プーチン大統領の朝鮮民主主義人民共和国訪問と朝ロ共同宣言の調印が行なわれた。これらの動きは当事国間はもちろん、アジア・太平洋地域における交流と協力、平和と繁栄にも寄与する。

何よりも朝鮮半島では地殻変動にも比すべき事態が起きた。2000年6月13日～15日間にわたって南側の金大中大統領が空路、平壤を訪問して北側の金正日総書記と首脳会談を行い、歴史的な6・15南北共同宣言に調印したのである。これは、米ソによる南北分断後、55年間にわたる南北間の不和と対決の状況から、民族の和解と団結、交流と協力、平和と統一への歴史的な転機をもたらすものである。

(40) 『朝日新聞』1997年10月30日付。

(41) 『産経新聞』2000年1月13日付。

(42) 『産経新聞』2000年4月9日付。

共同宣言では、△国の統一は、その主人である南北の民族同志が力を合わせて自主的に解決する。△双方は、8月15日に離散家族の相互訪問を行ない、非転向長期囚問題の解決など人道問題を早急に解決する。△双方は経済協力を通じて民族経済を均衡的に発展させ、信頼を築いていく。△双方は、こうした合意を早急に実践に移すために、早期に当局間の対話を開催する。△金正日総書記は適切な時期にソウルを訪問する、ことなどを明らかにしている。

この南北首脳の間での出会いと共同宣言は人びとを驚かせ、支持と歓迎を受けている。第26回主要国首脳会議（沖縄サミット）は21日、「朝鮮半島に関するG8（主要8カ国）声明」を発表した⁽⁴³⁾。声明では、南北首脳会談を「暖かく歓迎し、この会談の歴史的な重要性を強調」したうえで、「南北共同宣言の誠実な実施」が「南北関係における新たな時代を切り開き」「北東アジアの安定に寄与する、朝鮮半島における緊張の緩和及び永続的な平和の確立のための韓国と北朝鮮によるすべての努力を強く支持する」ことをうたっている。

こうした事態発展の中で日本も動き出した。森喜朗首相は5月29日のソウル訪問・金大中大統領との会談及び6月8日の小淵前首相の葬儀に参列した金大中大統領に対して、「南北首脳会談の際に、日本としても国交正常化交渉に強い意欲を持っていることを伝えてもらうとありがたい」と、重ねて要請した⁽⁴⁴⁾。

平壤訪問から帰った金大中大統領は6月20日、特使として黄源卓外交安保首席秘書官を東京に派遣、森首相に対して、同首相のメッセージを金正日総書記に伝えたところ、「ありがたくメッ

セージを受け止める」と答えたことを伝えた⁽⁴⁵⁾。

こうして6月26日にタイのバンコクで開かれる東南アジア諸国連合（ASEAN）地域フォーラム（ARF）閣僚会議に参加する河野外相と北朝鮮の白南淳外相が会談し、第10回日朝国交正常化交渉と在朝鮮日本人配偶者の里帰り事業を早期に再開させることで合意したと発表された。

金正日総書記は対日関係について6月30日、在米ジャーナリスト文明子女史に次のように語っている⁽⁴⁶⁾。

「われわれは日本と『近くて近い国』になる用意ができています。隣同士があたかも地球の両極に住んでいるかのように過ごすより、近い友人として過ごす方がいいではないですか。われわれは日本との国交正常化を求めますが、これは日本の決定にかかっています。日本側はまず、拉致だ何だという話を止め、過去の清算などの根本問題を解決する誠意と真実をもって努力すべきです。」

日本側が「拉致問題」や「米韓の圧力」を口実にして日朝交渉を先送りしている裏には、伝統的な朝鮮分断政策があるとする指摘もある。だが、北朝鮮側が重ねて強調しているように、日朝交渉の基本はあくまで過去の清算—侵略や植民地支配に対する謝罪と償いである。

日本での報道では、日本側が第4回会談で「基本関係条約案」を提出、これに対して北朝鮮側も第5回会談で「善隣友好条約案」を提出したとも伝えられる⁽⁴⁷⁾。当初、日朝関係正常化に反対していた韓国にしても、金大中政権になってからは積極的に支持している。日朝関係も、新しい時代、新しい関係に向けて正常化すべき時に来ているのではないか。

(43) 『読売新聞』2000年7月22日付。

(44) 『産経新聞』2000年5月29日付。

『読売新聞』2000年6月8日付。

(45) 『朝日新聞』2000年6月20日付。

(46) 『大韓毎日』（ソウル）2000年7月12日付。

(47) 『朝日新聞』1992年1月31日付、2月1日付。

